

大和市告示第43号

大和ゆとりの森の指定管理者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和ゆとりの森の指定管理者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号。以下「条例」という。）別表第1に規定する大和ゆとりの森の指定管理者の選定を公正かつ公平に実施するため、大和ゆとりの森の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、条例第27条第1項の規定に基づく公募による大和ゆとりの森の指定管理者の選定のうち、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 募集要項及び選定基準に関すること。
- (2) 応募書類等の審査及び評価に関すること。
- (3) 指定管理者の候補者の選定及び次点以下の順位付けに関すること。
- (4) 審査結果の市長への報告に関すること。
- (5) その他指定管理者の選定に関し必要な事務

(委員)

第3条 選定委員会は、次に掲げる者のうちから市長が指名する6人以内の委員をもって組織する。

- (1) 環境行政について知識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) 市長が行う公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 市職員の委員は、環境総務課長、みどり公園課長及びスポーツ課長をもって充てる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定の申込みをした団体の関係者は委員になることができない。

(会長)

第4条 選定委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を掌理し、選定委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務

を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から、指定管理者の候補者を選定し、これを市長へ報告するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 選定委員会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会議において、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条各号の規定に該当するおそれがあると認める情報に関して審査するときは、その会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(審査結果等の公表)

第10条 選定委員会における審査の経過及び結果は、公表する。

(庶務)

第11条 選定委員会の庶務は、環境総務課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。